

電気製品の使用に係る取扱い基準

入院患者が病室で電気製品の使用を希望する場合、下記のとおり取り扱うものとする。

1. 対象電気製品及び使用料は下記のとおりとする。ただし、下記金額は消費税を含まない額とする。
 - ① テレビ（19型） 3,000円（月額）
 - ② 冷蔵庫（20L） 1,000円（月額）
2. 個室を使用している場合の冷蔵庫の使用料は、個室使用料に含むものとする。
3. テレビの視聴は午後9時までとする。
4. 電気製品の使用を希望する入院患者には、希望日までに看護部（各病棟のスタッフステーション）に電気製品使用申請書の提出を求めるものとする。
5. 使用料は毎月末日に月単位で計算し、診療費とともに請求するものとする。
6. 使用を中止する入院患者（退院除く）は、中止する日までに看護部（各病棟のスタッフステーション）に電気製品使用中止申請書の提出を求めるものとする。
7. 月の途中からの使用（又は中止）の場合、テレビについては使用料の日割計算を行うものとする。
8. 使用者が不可抗力以外の理由により電気製品を破損等した場合は、実費相当額の負担を求めるものとする。

この基準は、平成26年5月1日から施行する。

この基準は、令和6年9月1日に改定し、同日から施行する。

年 月 日

電気製品使用申請書

舞鶴市病院事業 様

(病室 号)

患者氏名

申請者氏名 (印)

病室内において、下記電気製品の使用を申請します。なお、使用にあたっては病院
使用基準を遵守し、他の患者さんへの迷惑とならないよう留意し使用することを誓約
します。

記

使用する場合 ○を記載	電気製品の種類・使用料	使用希望日
	テレビ 3,000円（月額：税別） ※テレビ使用の開始が月の途中からである場合、使用料は日割り計算とします。	年 月 日
	冷蔵庫 1,000円（月額：税別） ※冷蔵庫使用料は日割りいたしません。	年 月 日